

意見陳述書

令和2年1月20日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 太 田 伸 二

私からは、旧優生保護法による被害がどのようなものであったのかをお話しします。それは、仙台地方裁判所での判決は、旧優生保護法による被害がどのようなものであったのかを、実際にあったものとして感じる事ができていないと考えたからです。

第1 各地の被害の実態

旧優生保護法に基づいて子どもが生まれないようにする不妊手術が行われたのは、約2万5000人とされています。

ただ、実際に裁判を起すことができたのは、昨年12月に福岡で訴えた4人を加えても24人だけです。

訴えることができた原告が少ない理由には、被害を受けた人達の人権、権利がそれだけひどく踏みにじられてきたということだと考えられます。

ただ、実際に訴えている原告の方々が受けた被害を知ることで、全体の被害がどのようなものであるかを知ることができるはずです。

第2 知的障害を理由とする手術

知的障害があることを理由として手術を受けさせられた原告には、仙台地方裁判所で裁判が続いている原告甲3の方、そして大阪訴訟の原告の（仮名）空ひばりさんがいます。

空さんは、第1回の裁判に車イスに乗って出席しました。手術の当時のことについて「お母さんに連れられて病院に行った。メスを入れられ、とても痛かった」と

話しました。

また、「手術のせいで産めず、すごくショックだった」、「子どもを産める体に戻してほしい」とも訴えておられたそうです。

第3 精神病院における被害

札幌訴訟原告の小島喜久夫さんは、19歳の頃、無理やり精神病院に連れて行かれ、入院させられました。強制不妊手術を受けさせられそうになったため、激しく抵抗したのですが、注射を打たれ、手足を縛られて手術されました。

病院から脱出した後は、タクシー運転手として真面目に働き、結婚もしました。ただ、子どもができず、手術から57年という長い間、妻にも優生手術を受けさせられたことをいえませんでした。

小島さんは、優生手術をされると言われたときの屈辱、子どもを持てなかった悔しさ、妻にも隠さなければならなかった辛さ、今も続く手術の痛みなどを背負い続けています。

第4 施設入所による被害

今回、控訴をした甲1の（仮名）佐藤さんは、施設への入所のために、15歳のころ、佐藤さん本人の同意が無いのに手術を受けさせられました。これによって、子どもを産めなくなっただけではなく、腹痛や卵巣腫瘍などで体の調子も悪くなってしまいました。また、子どもを産むことができないということで、結婚の話がなくなったりもしました。

同じく、控訴をした甲2の（仮名）飯塚さんも、中学校3年生の時に小松島学園という施設に入所させられ、その後は職親に預けられました。

そして、職親から突然、宮城県中央優生保護相談所附属診療所に連れて行かれ、何をするのかも教えられないまま、不妊手術を受けさせられました。

この手術によって、飯塚さんは子どもを産むことが出来なくなり、体の調子も悪

くなりました。仕事をするこゝも、結婚して夫婦として生活を続けていくこゝにも、優生手術は大きな問題になっていました。

このように、飯塚さんの人生において、優生手術は精神的・肉体的に飯塚さんを苦しめ続けました。

第5 聴覚障害者が受けた被害

耳が不自由である聴覚障害者の方々で、優生手術を受けさせられた人も多数いました。

兵庫県訴訟の原告の（仮名）高尾辰夫さん、奈美恵さん夫婦は、結婚をする条件として、子どもを作らないことを求められました。そして、結婚が間近になったとき、辰夫さんは何の説明も無いまま病院に連れて行かれ、何の説明の無いまま手術をされました。

辰夫さんは、裁判所で「どうして私たちは自分で選ぶことができなかつたんでしょうか。耳が聞こえない人が子どもを作つてはいけない理由がありますか。こんな理不尽なことがあるのでしょうか？こんな法律は間違っています。・・・こんな法律を作つたことを国に謝罪してほしいです」と話していました。

第6 その他

その他にも、脳性麻痺を理由にして理由として手術を受けさせられた兵庫県訴訟原告の鈴木由美さんや、変形性関節症を理由として優生保護法も認めていない睾丸摘出手術を受けさせられた熊本訴訟原告の渡邊數美さんがいます。

第7 最後に

各地で訴えを起こした原告の方々は、それぞれが違っていますが、十分な説明が無いまま、優生手術を受けさせられたこと、手術によってその後に様々な被害や悩みを抱えることになったこと、そして、社会から差別を受け続けたことは同じです。

こういった被害の実態を見ると、優生手術が様々な人権を侵害して、何十年にもわたって被害を与えるものであることが明らかになっています。

以 上